

# 継続

原議保存期間	5年(平成36年3月31日まで)
有効期間	一種(平成36年3月31日まで)

各 地 方 機 関 の 長  
各 都 道 府 県 警 察 の 長  
(参考送付先)  
庁 内 関 係 各 局 部 課 長  
各 附 属 機 関 の 長  
殿

警察庁 丙刑企発第45号、丙生企発第54号  
丙組企発第47号、丙交企発第62号  
丙備企発第90号、丙外事発第46号  
平成31年3月27日  
警察庁 刑事局長  
警察庁 生活安全局長  
警察庁 交通局長  
警察庁 警備局長

## ち密な捜査の推進強化について

先般、「事件に強い警察確立方策の総合的推進について」（平成元年5月29日付け警察庁乙刑発第9号、警察庁乙官発第13号、警察庁乙務発第11号、警察庁乙保発第10号、警察庁乙交発第9号、警察庁乙備発第9号、警察庁乙通発第8号）を発出し、そのなかで、最近の裁判実務の変化等を踏まえ、ち密かつ適正な捜査を推進するための指導体制を確立することとしたが、各都道府県警察にあっては、ち密な捜査の推進と捜査指揮能力の向上を一層充実・強化するため、下記の施策の推進に努められたい。

## 記

### 1 警察本部による警察署長指揮事件に対する指導

(1) 警察本部長（警視総監又は道府県警察本部長をいう。以下同じ。）は、警察署長指揮事件のうち、次に掲げる事件で特に公判（少年事件における審判を含む。以下同じ。）において立証上の問題が生じるおそれのある事件を「本部要指導事件」として規定すること。

ア 自白の信用性に疑いを持たれるおそれのある事件

イ 否認事件及び黙秘事件

ウ 被害者、重要な目撃者、共犯者の供述の信用性に疑いを持たれるおそれのある事件

エ 鑑定結果の信用性に疑いを持たれるおそれのある事件

オ 実況見分、検証の結果等の信用性に疑いを持たれるおそれのある事件

カ 微妙な擬律判断を必要とする事件

キ その他特に公判において立証上の問題が生じるおそれのある事件

- (2) 警察署長は、その捜査する事件が本部要指導事件に該当すると判断したときは、直ちに警察本部事件主管課長を通じて警察本部長に報告すること。
- (3) 警察本部長は、警察署長から当該事件について報告を受けたときは、それまでの捜査状況や収集された証拠の内容等について確認、検討を加え、公判において立証上の問題が生じるおそれがあり、当該事件を本部要指導事件に指定すべきものと判断したときにはその指定を行い、ち密かつ適正な捜査を実行させる見地から具体的な内容に即して必要な指導等を行うこと。
- (4) 本部要指導事件の検討、指導等は、原則として警察本部事件主管課が行うこと。

この場合、当該事件の捜査の状況、収集された証拠の内容及びこれらに基づいて行うべき指導の内容については、警察本部事件主管各部（刑事、保安、交通、警備等）内の捜査の適正化に関する事務を分掌する指導官、指導担当補佐等（以下「各部指導官等」という。）と密接な連絡をとること。

- (5) 本部要指導事件の指導を行う警察本部事件主管各部及び各警察署に事件指揮簿を置くこと。

事件指揮簿には、次に掲げる事項について記載すること。

ア 事件の概要

イ 本部要指導事件に該当することが判明するまでの捜査経過及び同事件に該当すると認めた具体的な理由

ウ 警察署における捜査方針

エ 警察本部による指導内容

オ 指導内容に基づいた警察署の捜査結果

- (6) 本部要指導事件については、捜査資料（未送致のものも含む。）の適正な保管に特に留意すること。
- (7) 本部要指導事件が起訴された場合、警察署長は警察本部事件主管課を通じて、公判経過の把握、公判担当検事との連絡等を担当する係（以下「公判連絡係」という。）に対してその旨を連絡すること。

公判連絡係は、捜査を行った警察署、指導を行った警察本部事件主管課及び各部指導官等と密接に連携すること。

## 2 警察本部長指揮事件に対する対応

警察本部長指揮事件の捜査に当たっても、捜査主任官は、本部要指導事件の制度が創設された趣旨を踏まえ、捜査幹部、各部指導官等を交えた当該事件の

証拠の綿密な検討、捜査過程の記録化及び捜査資料の保管、公判連絡係との連携等に一層配意すること。

### 3 新任捜査担当課長研修の充実強化

警察本部事件主管課長、各部指導官等は、各警察署の新任捜査担当課長に対して、警察本部に招致し、また、警察署を巡回するなどして、実践的な捜査の指導、教養に努めること。

### 4 無罪事件等及び困難な立証に成功した事件の分析・検討

- (1) 警察本部事件主管課長又は各部指導官等は、無罪判決（少年事件における「非行なし」を理由とする不処分決定及び審判不開始決定を含む。以下同じ。）が出された事件又は下記の不起訴処分がなされた事件について検討し、必要なものについては、当該事件の捜査記録、公判記録等に基づき検討会を開催するなどして、無罪判決や不起訴処分がなされた原因や教訓事項等を多角的に分析、検討すること。

○ 被疑者を逮捕（常人逮捕を除く。）した事件及び起訴相当と認めて任意送致した事件のうち、「罪とならず」、「嫌疑なし」又は「嫌疑不十分」として不起訴とされた事件

- (2) 必ずしも十分な直接証拠がないにもかかわらず有罪判決を得た事件についても、(1)の場合と同様にその成功の要因や教訓事項等につき分析、検討等を行うこと。
- (3) (1)及び(2)の分析、検討の結果を捜査幹部及び捜査員に対する指導、教養に活用するとともに、警察庁及び管区警察局（各局部事件主管課及び指導担当課）に対して報告すること。

### 5 指導体制の整備、強化

本通達に定める各施策を効果的に実施するため、警察本部事件主管課と各部指導官等の役割を明確にするとともに、各都道府県警察の実情に応じて、その体制の整備、強化を図ること。

**【継続措置状況】**

初回発出日：平成2年5月17日

（有効期間：平成31年3月31日）

